

図画工作

内容の取扱いと指導上の留意点はどうなっているのか。 (学習活動や表現方法、版や焼成する経験)

第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 個々の児童が特性を生かした活動ができるようにするため、**学習活動や表現方法などに幅をもたせる**ようにすること。

多様な学習ができるようにする。

表現や鑑賞を幅広くとらえ、児童が経験したことを基に、表現方法や材料、用具などを選ぶことができるようにする。

指導に当たっては、育成を図る資質や能力を明らかにし、児童の表現や作品を幅広くとらえるとともに、一人一人の児童が、自分の思いで活動を進めることができるようにし、その子らしい表現を認めるようにする。

(2) 各学年の「A表現」の(2)については、児童や学校の実態に応じて、児童が**工夫して楽しめる程度の版に表す経験や焼成する経験**ができるようにすること。

工夫して楽しめる程度

児童の発達や実態を考慮した上で、児童一人一人が自分の関心のある表し方で表現を楽しみ工夫できる程度の内容を選択する。

版に表す経験

同じものを何枚も写し取ることができる、反転して写る、版ならではの表現効果があるなどの特徴をもった造形活動である。

身近なものを版に利用して型を押したり、凹凸のあるものを選んでこすり出したり、紙版や簡単な木版で表したりすることが考えられる。型紙を切り取ってその内側をスポンジのような材料で着色する、コピー機を利用して何枚も同じものをつくってそれを材料にするなども版に表す経験の一つである。

児童の経験を踏まえ、無理のない範囲で簡単な絵付けをしたり、釉薬をかけたりにして焼成する。また、素焼きした作品に色のついた材料を付けたり、着色して飾ったりする。

地域によっては伝統と文化に関する学習と関連させる。

焼成する経験

自然に乾燥させた土粘土を焼成する造形活動である。

粘土に表したものは、焼成することによって独特の美しさが生まれたり、生活の中で使えるほどの丈夫さが生まれたりする。

材料や用具の準備や製作の工程などが児童だけで行うことが困難な場合は、児童が無理のない範囲で経験できるようにするとともに、児童が受け身で終わることがないように配慮する。